

## お 知 ら せ

平成 22 年 8 月 23 日に、厚生労働省より、『いわゆる「歯みがきサロン」等について』と題する事務連絡が出されました。本学会会員、非会員ホワイトニングコーディネーターならびにその関係者におかれましては、本文書を熟読の上、今後も法令等を遵守されまして、審美歯科診療に従事されますようお願い申し上げます。

特に、本学会認定のホワイトニングコーディネーターの資格は、歯のホワイトニングに関して、法的に歯科衛生士に許されている業務を超えた行為を認めているわけではありませんので、誤解を招くような行為のなき様ご注意ください。

会長 佐藤 亨

厚労省 医政局通知 平成 22 年 9 月 8 日掲載

[いわゆる「歯みがきサロン」等について（平成 22 年 8 月 23 日事務連絡）](#)

[\(PDF,72KB\)](#) 【医政局歯科保健課 歯科衛生士法】